

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(文部科学二〇)

(告 示)

○指定統計調査の結果の公表等に関し報告を受けた事項を告示(総務三三二)

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象を改正する件(外務三四〇)

○先進主要七箇国(アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国)が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件(同三四一)

○国債の発行等に関する省令第五條第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(財務二〇五)

○国債の発行等に関する省令第五條第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(同二〇六～二一一)

○国債の発行等に関する省令第七條第三項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(同二二二～二二七)

○重要文化財の名称を変更し国宝に指定する件(文部科学九二)

○国宝と重要文化財を統合し国宝に指定する件(同九三)

○国宝に文化財を追加して国宝に指定する件(同九四)

○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件(同九五)

○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件に文化財を追加し重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件(同九六)

○文化財を重要文化財に指定する件(同九七)

○重要文化財に文化財を追加して重要文化財に指定する件(同九八)

(公 告)

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係
特殊法人等

阪神高速道路株式会社都市計画事業、地方職員共済組合役員の異動関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、旅行死亡人関係

会社その他
会社決算公告

省 令

○文部科学省令第二十号
プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)を実施するため、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

文部科学大臣 伊吹 文明

平成十九年六月八日
プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令
プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則(昭和六十一年文部省令第三十五号)の一部を次のように改正する。
別記様式第2の表面を次のように改める。

表 面

別記様式第2

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第19条の規定による立入検査証

職 名	氏 名	生年月日	年 月 日	日 生	第 号
文化庁長官	山田 隆	1925	12	12	1

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○総務省告示第三百三十二号
統計法施行令(昭和二十四年政令第三百三十号)第七條第四項の規定に基づき、指定統計調査の結果の公表等に関し報告を受けた事項を次のとおり告示する。

総務大臣 菅 義偉

平成十九年六月八日
(1) 官報以外の刊行物により公表されたもの(統計法施行令第7條第3項第1号関係)
指定統計の名称 刊 行 物 の 名 称 発 行 日 作 成 機 関

労働力調査 労働力調査報告(平成19年2月分) 平成19年4月25日 総務省統計局
労働力調査速報(平成19年3月分、平成19年1～3月期平均)及び平成18年度平均結果 平成19年4月27日 総務省統計局

